

# 輪島市 景観計画

令和8年2月

輪 島 市

# 目 次

<b>第1章 景観計画区域</b>	
1. 景観計画区域（景観法 第8条第2項第1号）	1
2. 良好な景観形成に関する方針（景観法 第8条第2項第2号）	2
3. 景観類型の考え方	5
4. 類型別景観形成方針	8
<b>第2章 行為の制限に関する事項（景観法 第8条第2項第3号）</b>	
1. 行為の制限に関する区域区分の考え方	36
2. 行為の制限に関する事項	39
<b>第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針（景観法 第8条第2項第4号）</b>	
1. 景観重要建造物の指定の方針	66
2. 景観重要樹木の指定の方針	66
<b>第4章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法 第8条第2項第5号ロ）</b>	
1. 指定の方針	67
2. 景観重要公共施設	67
<b>第5章 良好な景観形成のためのその他の方針</b>	
1. 屋外広告物の表示等に関する方針（景観法 第8条第2項第5号イ）	71
2. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（景観法 第8条第2項第5号ニ）	72
<b>第6章 景観形成の推進体制</b>	
1. 参画と協働による景観づくり	73
2. 景観形成の推進体制	74

\*の付いている写真は、令和6年能登半島地震より前に撮影されたものです。